

議員提出議案第 八 号

義務教育費国庫負担制度改正反対に関する意見書

このことについて、別紙のとおり内閣総理大臣、大蔵大臣、文部大臣、衆議院議長、参議院議長に意見書を提出する。

昭和六十一年十二月二十五日

提出者	三朝町議会議員	藤井十成
賛成者	三朝町議会議員	倉本良人
賛成者	三朝町議会議員	石山利男
賛成者	三朝町議会議員	山本仁
賛成者	三朝町議会議員	名越典由

昭和六十年拾貳月廿五日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

義務教育費国庫負担制度改正反対に関する意見書

義務教育費国庫負担については、昭和六十年から昭和六十一年度にかけて制度の見直しを行い、教職員の旅費、教材費を国庫負担の適用除外とするとともに、共済費などの国庫負担率を引き下げ、地方交付税に組み入れたところである。

更に、来年度の予算編成においても、学校事務職員、栄養職員の給与費について、国庫負担の適用除外を行おうとしている。

このような制度の見直しは、単に地方財政負担の増大をもたらすのみならず、教育の機会均等の確保と教育水準の維持向上に重大な影響を及ぼすものである。

よって、政府におかれては、義務教育振興の基本となる義務教育国庫負担制度の見直しによる削減措置等を行なわないよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

昭和六十一年十二月二十五日

鳥 取 県 三 朝 町 議 会